

徳島県医療従事者支援事業（危険手当支給に係る補助等事業） に関するQ&A ※令和4年度版

Q1 補助事業の対象となる医療機関とは何ですか？

新型コロナウイルス感染症の感染者又はその疑いのある者（以下「感染症患者等」という。）に対し、診療行為等を行った医療機関のことを指し、具体的には、県内で開設している次の医療機関を対象とします。

- ・帰国者・接触者外来を設置する医療機関
- ・感染症指定医療機関
- ・新型コロナウイルス感染症患者に係る入院患者受入医療機関
- ・新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者に対して行政検査のための検体採取を実施した医療機関
- ・通常診療による入院患者が新型コロナウイルス感染症に感染し、診療対応に当たった医療機関
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査協力医療機関

Q2 補助対象となる経費は何ですか？

Q1に掲げた補助事業の対象となる医療機関が、感染症患者等に対し診療行為等を行った医療従事者に対して支給した特殊勤務手当（危険手当）（以下「手当」という。）に要した経費を対象としています。

医療機関が支給した経費を対象とするものであり、医療従事者個人に対して補助を行うものではないことにご留意ください。

Q3 補助事業の対象となる医療従事者とは誰ですか？

Q1に掲げた補助事業の対象となる医療機関において、感染症患者等に対し診療行為等を行った医療従事者で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条に規定されている医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士等を対象とします。

Q4 事務職員は対象とはならないのですか？

本事業においては、感染症患者等に対し診療行為等を行った医療従事者を対象としてしているため、事務職員は対象となりません。

Q5 補助事業の対象となる業務とは何ですか？

補助対象となる業務は、感染症患者等に対する診療行為等であり、当該感染症の病原体により常時汚染されている場所又は感染症患者等と近距離で行う、感染の危険性が高い業務が対象となります。

なお、診療・検査協力医療機関においては、新型コロナウイルス感染症患者等に対し診療行為等を行った結果、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断し、行政検査を自院では行わず、検査可能な他機関へ患者紹介を行った場合であっても対象となります。

Q6 補助対象外になる具体的な業務はなんですか？

補助の対象外となる業務は次のとおりです。（一例）

- ① 診療の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いがないと判断し、行政検査のための検体採取を行わなかった場合
- ② 診療・検査協力医療機関において、診療の結果、新型コロナウイルス感染症の疑いがないと判断し、検査可能な他機関へ患者紹介を行わなかった場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症以外の感染症患者等に対する診療行為等
- ④ 院内感染対策の一環として検査を行い、行政検査の取扱いではないもの
- ⑤ ドライブスルー外来で車の誘導のみを行うなど物理的に患者等と接触せず感染の危険性がない業務
- ⑥ 梱包された検体の搬送のみの業務
- ⑦ 受付窓口等における会計業務や短時間の会話
- ⑧ その他、新型コロナウイルス感染症と関わりのない業務
- ⑨ 行政検査の結果、陰性と判断された後に行う診療行為等
- ⑩ 行政検査の結果、陰性と判断された濃厚接触者に対する診療行為等
- ⑪ ワクチン・検査パッケージ等検査促進事業で実施した検体採取等

Q7 業務内容により基準額が異なっています（4,000円又は3,000円）が、どのように判断すべきですか？

補助基準額については、対象となる業務の内容及び態様等により異なります。具体的には、次のような場合を想定しています。

(1) 感染症患者等の身体に接触して又は長時間（累計時間が1日で1時間以上）にわたり接して行う業務

・・・医療従事者1人につき 日額4,000円

【具体的な業務例：人事委員会がこれに準ずると認める業務】

- ・ 感染症患者等に接触して又は長時間にわたり接して行う診療・看護
- ・ 感染症患者等の検体採取
- ・ 感染症患者等の検体採取に同席し、採取した検体を医師から受け取りパッキングする等、感染症患者等に接触して又は長時間にわたり接して行う補助業務
- ・ 感染症患者等に接触して又は長時間にわたり接して行う検査（放射線検査等）
- ・ 診療等実施直後の汚染された区域における廃棄物（防護服等）の処分・汚染区域内の消毒に長時間にわたり従事した場合

(2) (1) 以外の場合・・・医療従事者1人につき 日額3,000円

【具体的な業務例】

- ・ 診療・看護又は検体採取の補助及び検査等において、患者の身体への接触を伴わず、又は短時間で終了した場合
- ・ 診療等実施直後の汚染された区域における廃棄物（防護服等）の処分・汚染区域内の消毒に従事した累計時間が、1日1時間未満であった場合

Q8 補助対象となる期間はいつからいつまでですか？

補助対象期間については、対象職員が、令和4年2月1日から従事した業務に対して、医療機関等が令和4年3月以降の給与にて支給した経費（特殊勤務手当）が対象となります。

~~なお、終期については未定です。~~

※令和5年2月業務従事分をもって申請受付を終了します。

Q9 これまで、基準額未満の手当を支給していましたが、規則等の改正により、基準額単価を改正し、手当の引き上げを行いました。遡及して追給を行った場合も補助対象となりますか？

基準額の上限内であれば、対象期間内において追給分も含めた全ての額が補助対象となります。

Q10 手当について、日額ではなく、月額や賞与時に支給した場合、対象となりますか？

補助対象期間における補助対象となる業務に対する手当であると判断できるものであれば、補助対象となります。

ただし、補助金額は、医療従事者個人ごとに、補助基準単価に作業日数を乗じた金額と支給額とを比較して少ない方の金額となりますので、個人ごとに基準額が4,000円となる業務と3,000円となる業務の日数が把握できるようにしてください。

Q11 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者に対して、行政検査のための検体採取を行った結果、陰性であった場合も補助対象となりますか？

補助対象となります。

ただし、交付申請時に本県感染症対策課において整理している検査実施データ等と突合の上、確認を行うことがありますのでご注意ください。

Q12 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者にはあたらなが、検査を希望する者に検体採取を行った場合は補助対象となりますか？

県における行政検査は、「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合」に実施することとしており、ご質問の事例は対象となりません。

Q13 入院中の感染症患者の陰性確認のため、行政検査のための検体採取を行った場合も補助対象となりますか？

感染症患者等への診療行為に当たるものと判断されますので、補助対象となります。なお、陰性判明後に行う診療行為等は補助対象外です。

Q14 通常診療により入院していた患者が、検査の結果、陽性となり、引き続き感染症患者として入院した場合、補助対象となるのはいつからですか？

陽性となった当該行政検査のための検体採取を行った日からが補助対象の始期となります。

Q15 補助金の交付申請はどの時点で行えばいいですか？

本事業は、医療従事者に対し手当を支給した実績に基づいて交付決定を行い、補助するものとなりますので、実際に支給を行い、実績が判明した時点で申請を行ってください。なお、申請は可能な限り次の期間内に行ってください。

○交付申請期日

①令和4年 2月1日～ 3月31日業務従事分	令和4年 8月31日〆切
②令和4年 4月1日～ 6月30日業務従事分	令和4年 8月31日〆切
③令和4年 7月1日～ 9月30日業務従事分	令和4年11月30日〆切
④令和4年10月1日～12月31日業務従事分	令和5年 2月28日〆切
⑤令和5年 1月1日～ 3月31日業務従事分	令和5年 3月31日〆切
④令和4年10月1日～令和5年2月28日従事分	<u>令和5年3月6日〆切(必着)</u>
(最終受付分)	

~~※本事業の終期は未定です。可能な限り早めの申請にご協力ください。~~

~~(年度の途中で終期となる場合がありますので、その際は至急お知らせします)~~

※①令和4年2月～3月分及び②令和4年4月～6月業務従事分については、同時期に交付申請を行う場合も、別々に申請をしてください。

<期間④の申請に関する留意点>

- ・令和5年2月末日までに手当の支給が完了しているものに限りです。
- ・期間内まとめでの申請にご協力ください。ただし、令和4年10月～12月業務従事分で申請書類が整っている場合は、別途受け付けますので、可能な限り早めの申請にご協力をお願いします。
- ・他の補助事業と対象経費を重複して申請することがないようにご注意ください。

Q16 どのように提出すればよいですか？

原則として、電子（メール）による方法で提出をしてください。電子での提出が難しい場合は、郵送で提出をしてください。

メールアドレス：iryouseisakuka@pref.tokushima.jp

住 所：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

宛 先：徳島県保健福祉部医療政策課看護担当

